附則第三十六条の表に次のように加える。

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三十一号）第一項第二号	海外営業拠点を有しない銀行
	国内基準に係る単体自己資本比率
前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第五項	海外営業拠点を有しない銀行
	国内基準に係る単体自己資本比率
資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四十五号）第十五条第一項第二号	海外営業拠点を有しない銀行
	国内基準に係る単体自己資本比率
資金移動業者に関する内閣府令第十五条第五項	海外営業拠点を有しない銀行
	国内基準に係る単体自己資本比率

特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）	単体自己資本比率
特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）	単体自己資本比率
、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令	単体自己資本比率
、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令	国内基準に係る単体自己資本比率
、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令	海外営業拠点を有しない銀行
	国内基準に係る単体自己資本比率
、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令	海外営業拠点を有しない銀行
	国内基準に係る単体自己資本比率

附則第三十八条の見出しを「（業務代理の認可の申請等）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる第十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第一項	信用農水産業協同組合連合会	特定承継会社
第十一条第一項第四号	名称	名称又は商号
第十一条第二項第十三号	事務所	事務所又は営業所

第十一条第三項第二号	信用農水産業協同組合連合会	農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵・総理府令第十三号）第三条第一項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵・総理府令第十五号）第三条第一項	農林中央金庫等	農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第二項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第二項
第十一条第三項第五号	特定承継会社	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年財務省・内閣府・農林水産省令第三号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第四条第一項	農林中央金庫等又は信用農業協同組合連合会	農業協同組合法第五十四条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項
第十一条第三項第六号	農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等契約	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約	農林中央金庫等又は信用農業協同組合連合会	農業協同組合法第五十四条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項
第十一条第三項第十三号イ	利用者	利用者又は顧客	準用区分命令第一条第二項第一号	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号
第十一条第三項第十四号イ(3)	法人	法人（農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しに係る特定承継会社）	農林中央金庫等又は信用農業協同組合連合会	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年内閣府・財務省・農林水産省令第三号。以下この号において「準用区分命令」という。）第一条第一項第一号
第十一条第三項第十四号イ(3)(i)	第四十二条第五項	第四十二条第五項（令附則第十七条第一項の規定により適用する場合を含む。）及び(7)(i)において準用する場合を含む。）	銀行法	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第十一条第三項第十四号イ(3)(ii)	第四十二条第三項	第四十二条第三項（令附則第十七条において準用する場合を含む。）及び(4)において準用する場合（農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下この(ii)において「銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の	場合	場合